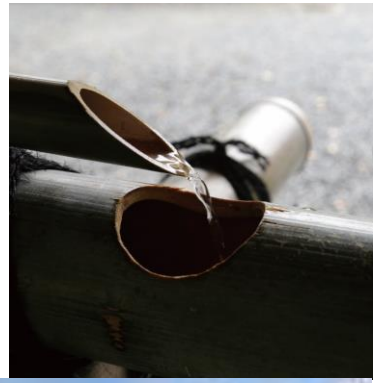


島本町

景観計画届出のてびき



島本町公式マスコットキャラクター
みっまるくん



目次

1	届出対象区域と届出対象行為	1
1-1	届出対象区域.....	1
1-2	届出対象行為.....	2
2	手続きの流れ.....	9
3	届出書類.....	10

卷末資料

背景と目的

本町特有の景観の保全と魅力ある景観の創出が求められるなか、本町では、景観行政団体化に伴い、町の全域を景観計画区域とする「島本町景観計画」を策定しました。

島本町景観計画では、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限等について定め、一定の行為の届出により景観の誘導を行っていくこととしています。

このため、住民、事業者のみなさまや建築物等を設計する方々などが届出制度による良好な景観の形成について理解を深めていただくことを目的として本書を作成しました。

本書は、「島本町景観計画」に基づく行為の届出に関し、届出が必要な行為、手続きの流れ、届出書類等の必要な事項について解説するものです。

この届出制度を通じて、景観形成の主体となる住民、事業者のみなさまとともに良好な景観を形成していきたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。

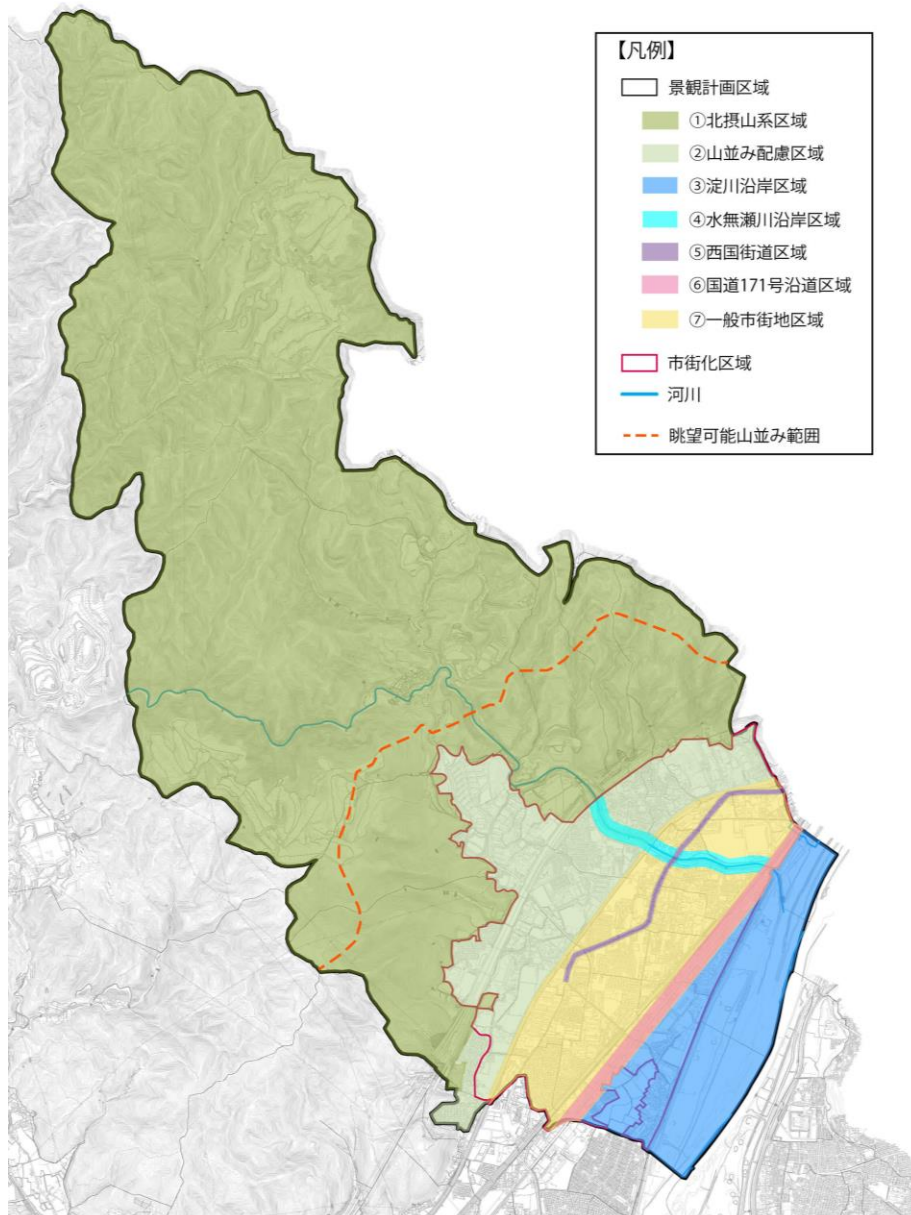
なお、景観法に基づく行為制限のしくみや島本町景観計画に定められた景観形成基準についての解説、具体的な景観づくりの方法等を紹介した「島本町景観ガイドライン」がありますので、手続きの際はそちらも参考にしてください。

1 届出対象区域と届出対象行為

1 - 1 届出対象区域

届出の必要な区域は、「島本町景観計画」で定めている景観計画区域（＝島本町全域）です。

類型区分	区域の範囲
北摂山系区域	・ 奥山のうち市街化調整区域
山並み配慮区域	・ J R 東海道本線より西側のうち主に市街化区域 (一部市街化調整区域含む)
淀川沿岸区域	・ 国道 171 号沿道区域の東側の区域
水無瀬川沿岸区域	・ 水無瀬川の河川区域及びその河川区域に沿った区域 (河川区域の端から 50m 幅の区間を合わせた区域を基本とする)
西国街道区域	・ J R 島本駅前以東の区間の西国街道及びその沿道の区域 (道路の端から両側 10m の幅の区間を合わせた区域を基本とする)
国道 171 号沿道区域	・ 国道 171 号及びその沿道の区域 (道路の端からの両側 50m の幅の区間を合わせた区域を基本とする)
一般市街地区域	・ 国道 171 号沿道区域の西側から J R 東海道本線より東側の区域



1 - 2 届出対象行為

届出対象行為は以下の通りです。

		北摂山系区域	山並み配慮区域 淀川沿岸区域	水無瀬川沿岸区域 西国街道区域	国道 171 号沿道区域 一般市街地区域
建築物	新築、増築、改築 若しくは 移転、外観を変更 することとなる 修繕 若しくは 模様替又は色彩の 変更	高さが 10m を超えるもの 又は 建築面積が 500 m ² を超えるもの	高さが 15m を超えるもの 又は 建築面積が 1,000 m ² を超えるもの	高さが 10m を超えるもの 又は 建築面積が 500 m ² を超えるもの	高さが 20m を超えるもの 又は 建築面積が 2,000 m ² を超えるもの
	新築、増築、改築 若しくは 移転、外観を変更 することとなる 修繕 若しくは 模様替又は色彩の 変更	高さが 10m を超えるもの ※ 1	高さが 15m を超えるもの ※ 1	高さが 10m を超えるもの ※ 1	高さが 20m を超えるもの ※ 1
工作物	新築、増築、改築 若しくは 移転、外観を変更 することとなる 修繕 若しくは 模様替又は色彩の 変更	高さが 10m 又は築 造面積が 500 m ² を 超えるもの ※ 2	高さが 15m 又は築 造面積が 1,000 m ² を 超えるもの ※ 2	高さが 10m 又は築 造面積が 500 m ² を 超えるもの ※ 2	高さが 20m 又は築 造面積が 2,000 m ² を 超えるもの ※ 2
開発行為		開発面積 500 m ² 以上のもの	開発面積 1,000 m ² 以上のもの		

※ 1

- 煙突(支柱がある場合においては、これを含む。)
- 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを除く。)
- 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物を掲出し、又は表示するための広告塔、広告板等を除く。)
- 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

※ 2

- 擁壁、垣、柵その他これらに類するもの
- 立体駐車場(建築物を除く。)
- 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの(建築物を除く。)
- コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- 石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの
- 太陽光発電施設
- その他町長が指定するもの

■届出時期（期限）について

- ・届出は建築行為等に着手する 30 日前までに 必要です。なお、「着手」の定義は地上に見える部分の工事とします。また、景観法施行令第 12 条において、着手制限の例外として「根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事、その他基礎工事」を規定していますが、計画が進んだ段階からでは変更が難しくなりますので、できるだけ早い段階からのご相談をお願いします。

■届出の対象となる「高さ」・「建築面積」・「築造面積」について

◆高さ

- ・敷地内の全ての建築物・工作物の 最高の高さ が前頁のいずれかに該当する場合、届出の対象 となります。
- ・建築物・工作物の高さは、地盤面からの高さ とします。ただし、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号ただしがき（口又はハ）に該当する場合においては、それぞれに準じます。（図 1）
- ・工作物は、工作物と建築物の合計高さが超える場合も届出の対象 となります。（図 2）

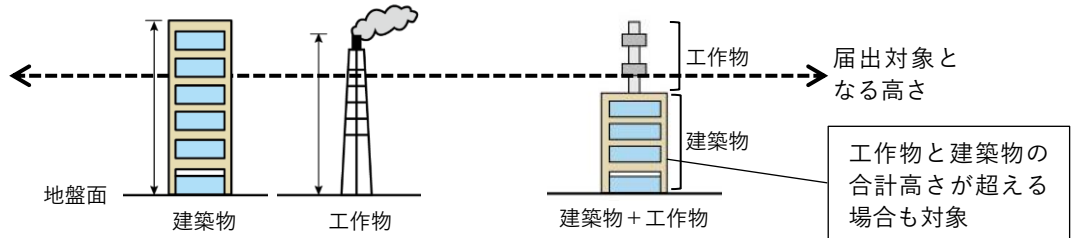


図 1

図 2

◆建築面積

- ・原則、建築物の外壁、またはこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積となります。
- ・建築面積は、敷地全体ではなく、1 棟の建築面積 で判断します。
- ・増築により 1 棟の建築面積が届出対象行為を超える場合は届出が必要 となり、増築部分が制限の対象 となります。なお、既存建築物は制限の対象外ですが、景観計画に適合していない（景観上好ましくない）場合については、良好な景観形成への配慮をお願いします。（図 3）

【注意】増改築する部分が前頁のいずれにも該当しない、かつ延べ面積の合計が既存建築物の延べ面積の 1/10 以下の場合には 届出対象外 としています。

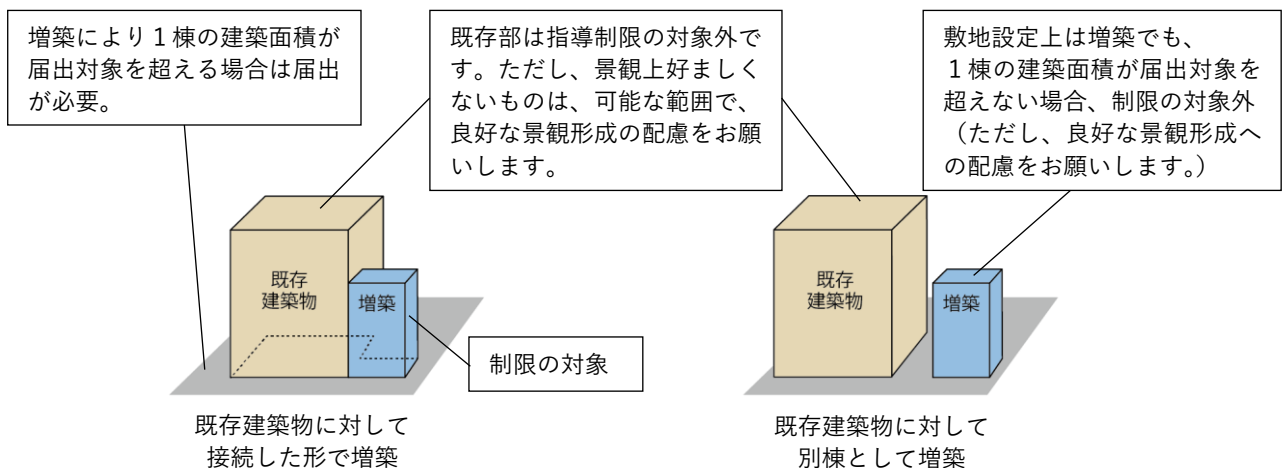


図 3

◆ 築造面積

- ・ 工作物を複数同時期に築造する場合、各工作物の築造面積の合計ではなく、工作物毎の築造面積で届出の要否を判断します。

【参考】 太陽光発電施設の高さ及び築造面積の取り方

① 太陽光発電施設における高さ

- ・ 太陽光パネルもしくは架台を対象とした上端と下端との見付け高さを工作物の高さとします。

(図4)

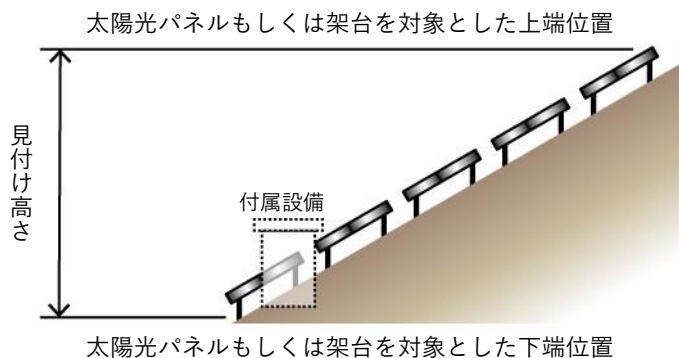


図4

② 太陽光発電施設における築造面積

- ・ 太陽光パネル、付属設備（パワーコンディショナ、キュービクル、送電施設等）及びパネル間隔を含めた外郭の水平投影面積を工作物の築造面積とします。(図5)

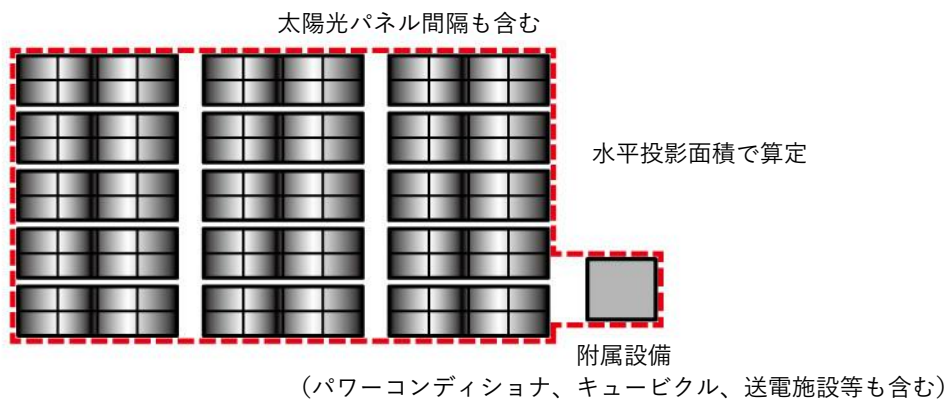


図5

■適用除外

- ・景観計画区域内で行う届出対象となる行為であっても、次の行為については、届出をする必要はありません。

- ◆災害のために必要な応急措置として行う行為
 - ・建築基準法に基づく災害があった場合の応急仮設建築物。
- ◆他の法律・条例に基づく制度により目的が達せられると認められる行為
 - ・建築基準法に基づく仮設建築物の許可を受けて行う行為（仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗等）
 - ・文化財保護法に基づき同意を得て行う行為
 - ・大阪府文化財保護条例に基づき許可を受けて行う行為又は届出を行う行為
 - ・島本町文化財保護条例に基づき許可を受けて行う行為
 - ・文化財保護法に基づき補助金の交付を受けて行う行為
 - ・都市公園法に基づく都市公園の管理として行う行為
 - ・自然公園法に基づき指定された特別地域の区域内において行う行為
 - ・都市計画法に基づく風致地区の区域内において行う行為
 - ・都市緑地法に基づく緑地保全地域の区域内において行う行為
- ◆建築基準法に基づく仮設建築物に係る行為
 - ・工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場など
- ◆一時的に使用するための工作物に係る行為
- ◆地下または水面下で行う行為
 - ・一つの行為が地上と地下にわたる場合、水面の上下にわたる場合は対象
- ◆法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ◆敷地の外から見ることができない行為
 - ・中庭部分の壁面の色彩の変更や広大な敷地内の建築などで、敷地の外から見ることができない場合などが該当
- ◆建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、その外観の過半の変更でないもの
- ◆電波法に規定される特定基地局に係る無線設備に係る行為であって、建築基準法において準用する、確認を要しないもの
- ◆新たに景観計画区域になった区域において既に着手している行為
- ◆新たに景観計画区域になった日から 30 日以内に着手する行為

■その他

◆携帯電話基地局等に係る届出要否について

- ・マンション屋上などに設置する携帯電話のアンテナ等については、「電波法第27条の12第1項に規定する特定基地局」であり「建築基準法に規定する確認を要しないもの」の場合は、届出は必要ありません。(図6)

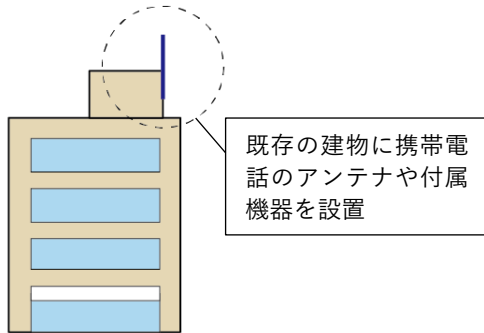


図6

(参考) 電波法 第27条の12

総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるもののうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの(以下「特定基地局」という。)について、特定基地局の開設に関する指針(以下「開設指針」という。)を定めることができる。

- 一 電気通信業を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信
- 二 移動受信地上基幹放送に係る放送対象地域(放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項第三号において同じ。)における当該移動受信地上基幹放送の受信

- ・既存の携帯電話基地局のアンテナ(鉄塔)の附属物や地上機器の取替えは、届出対象行為に該当しません。ただし、取替える機器については、周辺に馴染まない色彩にならないよう注意してください。(図7)

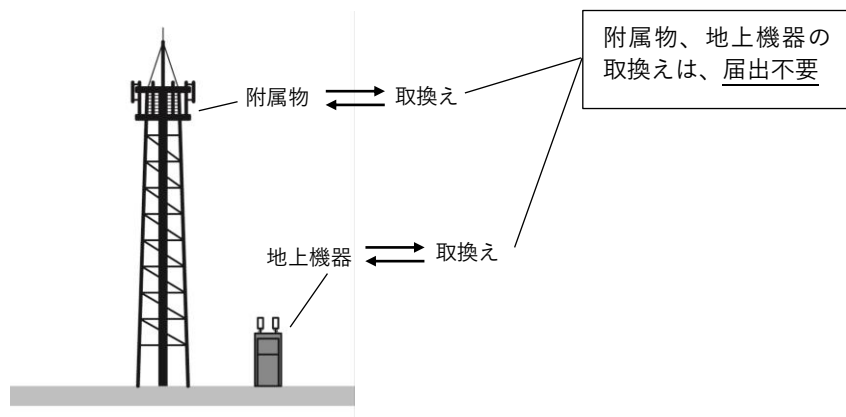


図7

◆色彩基準に係る届出要否について

- ・ 景観計画の基準に合致していない外壁色の既存建築物を、従前と同色で塗装替えする場合は、「外壁の変更をすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」に該当しないため、届出は不要です。

(ただし、外壁の塗装替えの機会は景観計画に適合させる機会ですので、良好な景観形成のための配慮をお願いします。)

- ・ 建物壁面や屋上に設置される広告板(看板)や広告塔については屋外広告物条例の適用物件となるため、景観法(景観条例)の届出の対象外です。(図8)
- ・ 外壁面に直接塗装して大きく描かれたもので、「外壁塗装」と「広告」を兼ねたようなものは、「広告」とみなせるかどうかを行政側が個別に判断します。その結果、届出対象となる場合がありますので事前の協議をお願いします。(図9)

なお、屋上広告塔や壁面に貼付けた広告物は建築物の一部とはみなしません。

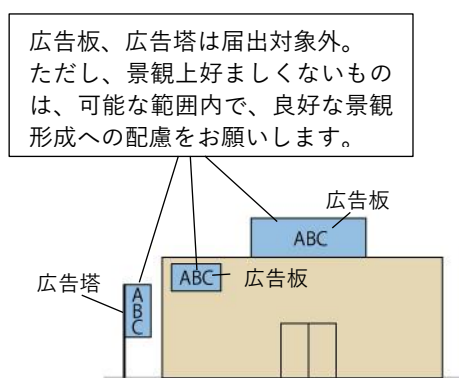


図8

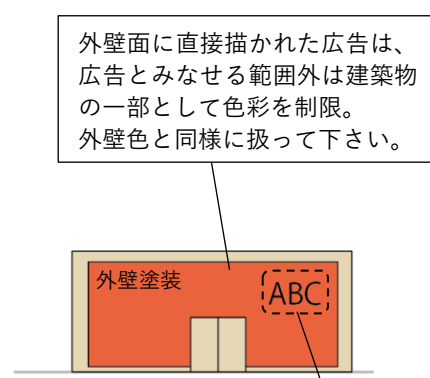
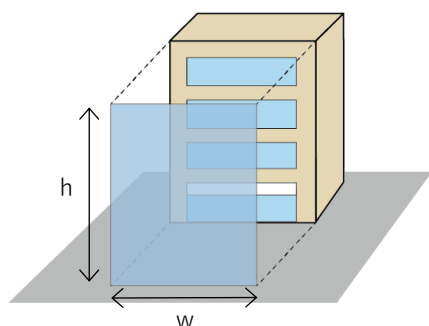


図9

外壁に直接描かれた広告(点線内は広告とみなす)

- ・ 建具枠なども基本的には色彩基準内で計画する必要があります。ただし、サッシ枠など小面積で部分的なものについては、届出に必要な着色立面図の中で表記していただく必要はありません。
- ・ 色彩基準に係る外壁の使用面積割合は、外壁の鉛直方向の見付面積(建築物の各面を正面から見た時に見える面積)を基準として算定することとします。(図10)

駐車場やピロティ等によりオープンになっている場合、その部分は外壁面積に算入しません。



○ 鉛直方向の見付面積 S

$$S = h \times w$$

○ サブカラーを使用できる面積 S1

$$S1 : S \times 1/3 \text{ 以下}$$

○ アクセントカラーを使用できる面積 S2

$$S2 : S \times 1/20 \text{ 以下}$$

○ サブカラーとアクセントカラーの合計面積 S1 + S2

$$S1 + S2 : S \times 1/3 \text{ 以下}$$

図10

◆届出要否の判断に係る注意事項について

・建築物と一体となって設置される工作物の届出の要否については、下図(図11)を参考に判断してください。

- ①建築物と工作物を同時に新築する場合、下図はすべて建築物・工作物共に届出対象となります。
 - ②既存建築物に工作物を増築する場合、下図はすべて工作物についてのみ届出対象となります。
- ただし、工作物が建築基準法施行令第138条第1項各号に該当しない場合は届出不要です。

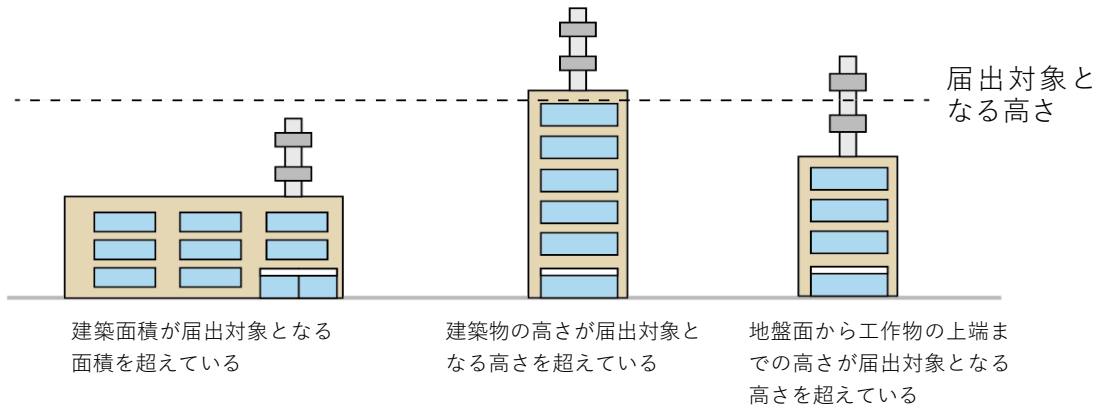
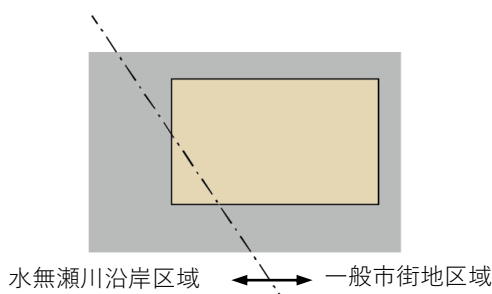


図11

・敷地が複数の景観計画区域にかかる場合、敷地にかかるすべての区域の制限を受けることとなります。また、届出対象規模の小さい区域の基準を適用するので、下図の場合、「水無瀬川沿岸区域」の基準に基づき届出の要否を判断し、「水無瀬川沿岸区域」と「一般市街地区域」両方の行為制限が適用されることとなります。(図12)



【届出対象規模】
 〈水無瀬川沿岸区域〉
 高さ 10m 超え又は延べ面積 500 m²超え
 〈一般市街地区域〉
 高さ 20m 超え又は延べ面積 2,000 m²超え
 ↓
 届出対象規模の小さい水無瀬川沿岸区域を適用

※提出が必要なチェックリスト
 「水無瀬川沿岸区域」
 「一般市街地区域」

図12

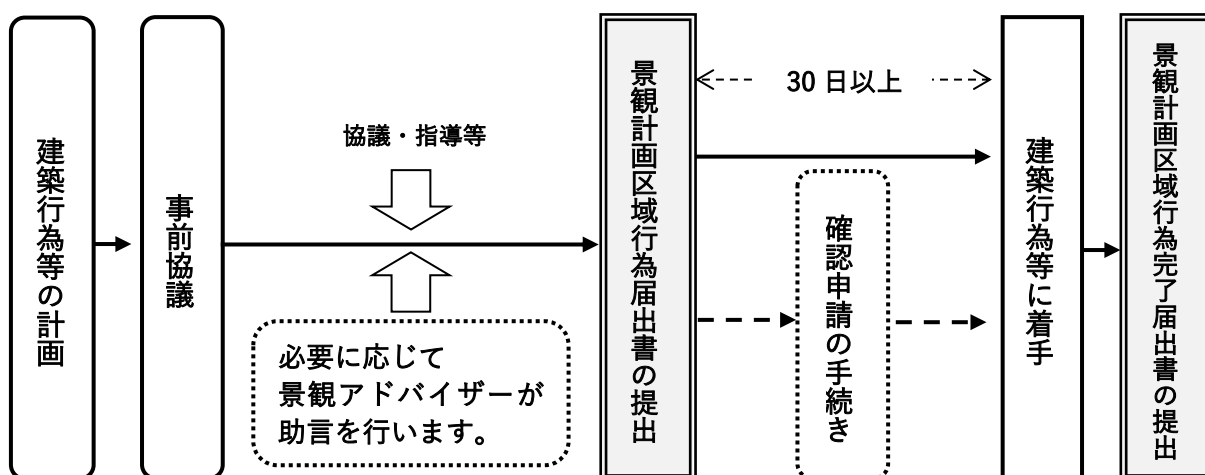
※この場合の取扱いは、敷地にかかる区域で判断するものであり、建築物の位置に拠るものではありません。また、工作物の場合は、その水平投影面にかかる区域で判断するものとします。

2 手続きの流れ

景観法第 18 条の規定により、景観計画区域内における届出対象行為については、届出後 30 日を経過しないとその行為に着手することができません。よって、建築行為等に着手する 30 日前までに、景観計画区域行為届出書を提出してください。

なお、計画が進んだ段階からでは変更が難しくなりますので、着手の 30 日前に関わらず、建築確認申請前のできるだけ早い時期に届出をお願いします。

景観計画区域行為届出書の提出前に事前協議が必要です。届出書を提出する日の概ね 30 日前までに事前協議書（様式第 1 号）を提出し、協議を行ってください。また、正当な理由なく指導に従わない場合には、法又は条例に基づき勧告や命令を行うことがあります。



景観計画の中に定められている行為の制限の内容を理解し、良好な景観を形成する為には周辺へどのように配慮し計画すればよいかなどを、景観配慮チェックリスト（巻末資料参照）でチェックしながら設計を行ってください。

また、『島本町景観ガイドライン』で、景観的な視点から設計を行うための考え方や行為の制限の内容を解説しておりますので、ご活用ください。

『島本町景観ガイドライン』は島本町のホームページよりダウンロード可能です。

■書類の提出部数

事前協議書及びすべての届出書は、2部（正1部・副1部）提出してください。提出いただいた書類は、後に副本1部を返却しますので、保管しておいてください。

■罰則

景観計画区域内において建築行為等をしようとする場合の届出、行為の変更の届出及び行為の完了の届出をしない場合、または、虚偽の届出をした場合、変更命令に従わない場合には、景観法に基づき罰則が科せられることがあります。

■届出の窓口

上記の届出は島本町都市創造部都市計画課において受け付けます。

3 届出書類

景観法第 16 条第 1 項の規定による景観計画区域における行為の届出及び事前協議に必要な書類は、次のとおりです。(事前協議時に提出済みの書類は、変更がなければ届出時には提出不要です。変更がある場合は、変更箇所がわかる書類を提出してください)

各種様式は島本町のホームページよりダウンロードできます。

以下のものに加えて、完成後のイメージパースがある場合は、可能な限り添付してください。

また、必要書類一式については、書類の提出と合わせて PDF データを可能な限り送付してください。

○事前協議…事前協議書(様式第1号)及び下記添付図書等

○行為の届出…景観計画区域行為届出書(様式第2号)及び下記添付図書等

【建築物・工作物】

添付図面等	明示すべき事項等	添付の要否	
		建築物	工作物
委任状	・任意様式	○	○
付近見取図	・方位 ・道路 ・目標となる地物 ・行為の場所	○	○
配置図	・縮尺 ・方位 ・敷地の境界線 ・土地の高低 ・敷地内における建築物等の位置 ・届出に係る建築物等と他の建築物等との別 ・附属する門及び塀の材料の種別及び色彩 ・駐車場及び駐輪場の位置 ・ごみ集積設備の位置 ・敷地に接する道路の位置及び幅員	○	○
各階平面図	・縮尺 ・方位 ・主要部分の寸法 ・開口部の位置	○	
屋根伏図	・縮尺 ・方位 ・主要部分の寸法 ・開口部の位置 ・建築設備の位置 (建築設備) ・電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙及び汚物処理の設備、煙突、昇降機、避雷針	○	
4面以上の立面図 (着色が必要)	・縮尺 ・外観上主要な部分(外壁・屋根等)の材料の種別及び色彩 ※修正マンセル表色系に基づいて表示してください ・基準を超えるカラー・アクセントカラーの使用面積・見付面積割合 ・開口部、軒、建築設備及び物干金物等の位置及び形状	○	○
主要断面図	・縮尺 ・屋根の形状 ・建築物等の高さ	○	○
建築面積又は 築造面積の求積図	・建築面積又は築造面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	○	○
植栽配置図	・植栽する樹木の位置、種類、高・中・低木等の区別及び数量 ・植栽する芝生の位置	○	○
現況カラー写真	・行為に係る敷地及びその付近の建築物等の形態、色彩その他の現況	○	○
写真撮影の位置図	・写真を撮影した位置及び方向	○	○
景観配慮 チェックリスト	・景観形成に関して工夫及び配慮を行った事項 ※複数の景観計画区域に含まれる場合は、対応する全てのチェックリストを添付してください	○	○

※各図面の縮尺は特に問いません。基本的には、建築確認申請に添付予定のもので構いません。

※敷地の外のどこからも見ることができない壁面がある場合は、その壁面の立面図を添付する必要はありません。

※写真を撮影した位置及び方向を付近見取図または配置図に示した場合は、写真撮影の位置図を添付する必要はありません。

※壁面緑化や屋上緑化、あるいは花壇設置等を行われる場合は、当該計画内容がわかる参考図面等を添付してください。

※高・中・低木等の区別については高木(H=3.0m以上) 中木(H=1.5m以上) 低木(H=0.3m以上)を基準としてください。

【開発行為】

添付図面等	明示すべき事項等
委任状	・任意様式
付近見取図	・方位 ・道路 ・目標となる地物 ・行為の場所
土地利用計画図	・縮尺 ・方位 ・敷地の境界線 ・土地の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 ・敷地内における建築物、工作物、植栽、芝生、駐車場及び駐輪場、 ごみ集積設備の位置
造成計画平面図	・切土又は盛土をする土地の部分、擁壁及び法面の位置並びに道路の位置 及び幅員
造成計画断面図	・切土又は盛土する土地の部分、擁壁及び法面の位置並びに道路の位置 及び幅員
敷地求積図	・敷地面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
現況カラー写真	・行為に係る敷地及びその付近の建築物等の形態、色彩その他の現況
写真撮影の位置図	・写真を撮影した位置及び方向
景観配慮 チェックリスト	・景観形成に関して工夫及び配慮を行った事項 ※複数の景観計画区域に含まれる場合は、対応する全てのチェックリス トを添付してください

【その他の届出等】

届出等が必要なとき	提出書類	必要図面等
景観法第16条第1項の規定による届出をした後に、設計又は施工方法を変更するとき*	事前協議書（様式第1号） 景観計画区域行為変更届出書（様式第3号）	・委任状 ・P10～11の表のうち変更の内容に関する書類
景観法第16条第1項の規定による届出をした後に、届出者の氏名、住所、行為の着手予定日若しくは完了予定日に変更があったとき	氏名等変更届出書（様式第4号）	・委任状
景観法第16条第1項の規定による届出をした後に、届出対象行為を中止したとき又は工事を完了したとき	景観計画区域行為中止・完了届出書（様式第5号）	・委任状 ・外観及び敷地内の状況を示すカラー写真並びに当該写真の撮影の位置及び方向を示す図面（完了の届出のみ）

※景観法第16条第1項の規定による届出をした後に、設計又は施工方法を変更する場合は、再度事前協議を行い、事前協議終了後、変更した内容に着手する日の30日前までに、景観計画区域行為変更届出書（様式第3号）を提出してください。

また、行為の設計又は施工方法の内容の変更であっても、次のような変更については、行為変更届出書を提出する必要はありません。

◆軽微な変更

・景観計画で定める行為の制限事項に該当しないような変更

①建築物等の配置、規模及び形態、②建築物等の外観の色彩及び素材、③植栽する樹木の位置及び種類以外の変更をいいます。

・敷地の外から見るできない変更

外観に影響しない屋内の設計の変更や、屋外であっても中庭部分の色彩や樹木の変更などのように、敷地の外から見るできない変更をいいます。

◆指導、勧告や変更命令に基づく変更

行為の届出をした後に、景観法及び島本町景観条例に基づく指導、勧告や変更命令に従い、変更した場合をいいます。

景観計画区域行為届出書

記入方法

年 月 日

（宛先）島本町長

届出者 住所

①

氏名

〔 法人等の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行為の場所		島本町 ②				
景観計画区域の区域区分		<input type="checkbox"/> 北摂山系区域 <input type="checkbox"/> 山並み配慮区域 <input type="checkbox"/> 淀川沿岸区域 <input type="checkbox"/> 水無瀬川沿岸区域 <input type="checkbox"/> 西国街道区域 <input type="checkbox"/> 国道171号沿道区域 <input type="checkbox"/> 一般市街地区域 ③				
行為の着手予定年月日		④ 年 月 日	行為の完了予定年月日		⑤ 年 月 日	
建築物又は工作物の用途又は種類		建築物（用途 ⑥）・工作物（種類 ⑥）				
行為の種類		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 ⑦ <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替） <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
行為の種類及び設計又は施行方法	□建築物	敷地面積	⑧ m ²	構造・階数	⑨ 造 階	
			届出部分	既存部分	合計	
		建築面積	⑩ m ²	⑩ m ²	⑩ m ²	
		高さ	⑩ m	⑩ m	⑩ m	
		外観の変更面積	⑪ m ²	⑪ m ²	⑪ m ²	
		屋上に設置する建築設備	⑫			
		色彩	屋根	⑬		
	外壁		⑬			
	仕上げ材料	屋根	⑭			
		外壁	⑭			
	□工作物	敷地面積	⑧ m ²	構造	⑨ 造	
			計画に係る部分	計画以外の部分	合計	
		築造面積	⑩ m ²	⑩ m ²	⑩ m ²	
		高さ	⑩ m	⑩ m		
外観の変更面積		⑪ m ²	⑪ m ²	⑪ m ²		
建築物に設置する場合の当該建築物の高さ				⑮ m		
色彩		⑬				
仕上げ材料	⑭					
□開発行為	開発面積		⑯ m ²			
	法面又は擁壁の高さ及び長さ		高さ ⑰ m	長さ ⑰ m		
設計者	住所	⑱			※受付欄	
	氏名	⑱				
	電話番号	⑱				

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 該当する□にレ印を記入してください。
 3 色彩は、マンセル値を記載してください。 12

- ① 届出者
建築物の場合は建築主、工作物の場合は築造主を記入してください。
- ② 行為の場所
届出に係る建築物、工作物の建設等又は開発に係る所在地の地名地番または住居表示を記入してください。
- ③ 景観計画区域の区域区分
届出に係る行為が行われる場所が含まれる区域区分の名称をチェックしてください。
- ④ 行為の着手予定年月日
行為の着手予定年月日を記入してください。（景観法及び景観法施行令により、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事については行為着手制限の対象外となります。）
- ⑤ 行為の完了予定年月日
行為の完了予定年月日を記入してください。
- ⑥ 用途・種類
建築物の場合は、住居、事務所、店舗、工場、倉庫等の用途の種類、工作物の場合は、煙突、装飾塔、高架水槽、擁壁など、島本町景観規則第3条各号で列挙している種類を記入してください。
- ⑦ 行為の種類
該当する事項をチェックしてください。
- ⑧ 敷地面積
届出に係る建築物（工作物）が存する敷地の面積を記入してください。
- ⑨ 構造・階数
構造については、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の別を記入し、階数は、届出に係る建築物が複数ある場合は、すべての建築物について記入してください。
- ⑩ 建築（築造）面積・高さ
届出に係る建築物（工作物）の建築（築造）面積及び高さを「計画に係る部分」の欄に、届出以外の建築物（工作物）【例えば自転車置き場等】及び届出に係る建築物以外の既存の建築物がある場合は、その建築（築造）面積及び高さ（既存の建築物のみ）を「計画以外の部分」の欄にそれぞれ記入してください。届出に係る建築物（工作物）及び既存の建築物がそれぞれ複数ある場合は全ての建築物（工作物）に対して記入してください。なお、それぞれの欄に記入できない場合は、別紙に記入し添付してください。
- ⑪ 外観の変更面積
色彩に係る外観の過半の変更の場合は、変更する部分の面積を「計画に係る部分」の欄に、変更しない部分の面積を「計画以外の部分」の欄にそれぞれ記入し、その合計の面積を記入してください。届出に係る建築物等が複数ある場合は、すべての建築物について記入してください。
- ⑫ 屋上に設置する建築設備
電気設備、冷暖房設備、煙突、避雷針など屋上に設置する建築設備がある場合は、すべて記入してください。

⑬ 色彩

マンセル表色系による色相、明度、彩度を記入し、基調色のほかサブカラーとアクセントカラーを用いるときは、それぞれ記入してください。

⑭ 仕上げ材料

屋根については、日本瓦、波形スレート葺き等を記入してください。外壁については、小口平タイル貼り、吹付タイル仕上げ、AEPS 仕上げ等を記入してください。バルコニー等がある場合は、バルコニー外壁の仕上げ及び手すりの仕様(アルミ、型板ガラス、パンチング等)について記入してください。届出に係る建築物が複数ある場合は、すべての建築物について記入してください(既存建築物を含む)。

【景観計画で定める建築物・工作物の色彩基準】

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準 (外壁基本色)

- ① R (赤)、Y R (橙) 系の色相の場合、明度 3 以上 9 以下、彩度 6 以下
- ② Y (黄) 系の色相の場合、明度 3 以上 9 以下、彩度 4 以下
- ③ その他の色相の場合、明度 3 以上 9 以下、彩度 2 以下
- ④ 無彩色の場合、明度 3 以上 9 以下

※JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で 1 / 3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で 1 / 20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1 / 3 以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

○色彩基準については、最低限の基準を定めているため、色彩計画においては、本町の「景観ガイドライン」を活用すること。

⑮ 建築物に設置する場合の当該建築物の高さ

届出に係る工作物を建築物の屋上に設置する場合に、当該建築物の高さを記入してください。

⑯ 開発面積

届出に係る開発面積を記入してください。

⑰ 法面又は擁壁の高さ及び長さ

届出に係る開発行為で法面又は擁壁が発生する場合に、法面又は擁壁の高さ及び長さを記入してください。

⑱ 設計者

設計者の住所、氏名、電話番号を記入してください。

卷末資料

様式第1号（第6条関係）

事前協議書

年 月 日

（宛先）島本町長

届出者 住所

氏名

〔 法人等の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

島本町景観条例第12条第1項の規定により、景観計画区域内における行為の内容について、次のとおり協議します。

行為の場所		島本町					
景観計画区域の区分		<input type="checkbox"/> 北摂山系区域 <input type="checkbox"/> 山並み配慮区域 <input type="checkbox"/> 淀川沿岸区域 <input type="checkbox"/> 水無瀬川沿岸区域 <input type="checkbox"/> 西国街道区域 <input type="checkbox"/> 国道171号沿道区域 <input type="checkbox"/> 一般市街地区域					
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日		
建築物又は工作物の用途又は種類		建築物（用途 ）・工作物（種類 ）					
行為の種類		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替） <input type="checkbox"/> 色彩の変更					
行為の種類及び設計又は施行方法	□建築物	敷地面積		m ²	構造・階数	造階	
		敷地面積		計画に係る部分	計画以外の部分	合計	
		建築面積		m ²	m ²	m ²	
		高さ		m	m	m	
		外観の変更面積		m ²	m ²	m ²	
		屋上に設置する建築設備					
		色彩	屋根				
	外壁						
	仕上げ材料	屋根					
		外壁					
	□工作物	敷地面積		m ²	構造	造	
		敷地面積		計画に係る部分	計画以外の部分	合計	
		築造面積		m ²	m ²	m ²	
		高さ		m	m		
外観の変更面積		m ²	m ²	m ²			
建築物に設置する場合の当該建築物の高さ		m					
色彩							
仕上げ材料							
□開発行為	開発面積		m ²				
	法面又は擁壁の高さ及び長さ		高さ	m	長さ	m	
設計者	住所				※受付欄		
	氏名						
	電話番号						

- 注1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 該当する□にレ印を記入してください。
 3 色彩は、マンセル値を記載してください。

景観計画区域行為届出書

年 月 日

（宛先）島本町長

届出者 住所

氏名

〔 法人等の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行為の場所		島本町						
景観計画区域の区域区分		<input type="checkbox"/> 北摂山系区域 <input type="checkbox"/> 山並み配慮区域 <input type="checkbox"/> 淀川沿岸区域 <input type="checkbox"/> 水無瀬川沿岸区域 <input type="checkbox"/> 西国街道区域 <input type="checkbox"/> 国道171号沿道区域 <input type="checkbox"/> 一般市街地区域						
行為の着手予定年月日		年 月 日		行為の完了予定年月日		年 月 日		
建築物又は工作物の用途又は種類		建築物（用途）・工作物（種類）						
行為の種類		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替） <input type="checkbox"/> 色彩の変更						
行為の種類及び設計又は施行方法	□建築物	敷地面積		m ²	構造・階数		造 階	
		敷地面積		計画に係る部分	計画以外の部分		合 計	
		建築面積		m ²	m ²		m ²	
		高さ		m	m		m	
		外観の変更面積		m ²	m ²		m ²	
		屋上に設置する建築設備						
		色彩	屋根					
	外壁							
	仕上げ材料	屋根						
		外壁						
	□工作物	敷地面積		m ²	構造		造	
		敷地面積		計画に係る部分	計画以外の部分		合 計	
		築造面積		m ²	m ²		m ²	
		高さ		m	m		m	
外観の変更面積		m ²	m ²		m ²			
建築物に設置する場合の当該建築物の高さ		m						
色彩								
仕上げ材料								
□開発行為	開発面積		m ²					
	法面又は擁壁の高さ及び長さ		高さ	m		長さ	m	
設計者	住所							
	氏名							
	電話番号							
				※受付欄				

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 該当する□にレ印を記入してください。
 3 色彩は、マンセル値を記載してください。

様式第3号（第9条関係）

景観計画区域行為変更届出書

年 月 日

（宛先）島本町長

届出者 住所

氏名

〔 法人等の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

景観法第16条第2項の規定により、景観計画区域内における行為の変更について、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	島本町		
景 観 計 画 区 域 の 区 域 区 分	<input type="checkbox"/> 北摂山系区域	<input type="checkbox"/> 山並み配慮区域	<input type="checkbox"/> 淀川沿岸区域
	<input type="checkbox"/> 水無瀬川沿岸区域	<input type="checkbox"/> 西国街道区域	<input type="checkbox"/> 国道171号沿道区域
	<input type="checkbox"/> 一般市街地区域		
行為の届出年月日	年 月 日	届 出 番 号	第 号
建築物又は工作物等 の用途又は種類	<input type="checkbox"/> 建築物（用途） <input type="checkbox"/> 工作物（種類） <input type="checkbox"/> 開発行為		
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替） <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
変更する設計又は 施行方法	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由			
変 更 に 係 る 行 為 の 期 間	着手予定年月日	年 月 日	
	完了予定年月日	年 月 日	
設 計 者	住 所	※受付欄	
	氏 名		
	電話番号		

- 注1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 該当する□にレ印を記入してください。
 3 色彩は、マンセル値を記載してください。

氏名等変更届出書

年 月 日

（宛先）島本町長

届出者 住所

氏名

〔 法人等の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

景観法第16条第1項の規定による届出に係る事項を変更したので、島本町景観条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	島本町			
景 観 計 画 区 域 の 区 域 区 分	<input type="checkbox"/> 北摂山系区域 <input type="checkbox"/> 水無瀬川沿岸区域 <input type="checkbox"/> 一般市街地区域	<input type="checkbox"/> 山並み配慮区域 <input type="checkbox"/> 西国街道区域	<input type="checkbox"/> 淀川沿岸区域 <input type="checkbox"/> 国道171号沿道区域	
行 為 の 届 出 年 月 日	年 月 日	届 出 番 号	第 号	
変 更 年 月 日	年 月 日			
変 更 の 内 容	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称	変 更 前		
		変 更 後		
	<input type="checkbox"/> 代表者の氏名	変 更 前		
		変 更 後		
	<input type="checkbox"/> 住 所	変 更 前		
		変 更 後		
	<input type="checkbox"/> 行 為 の 着 手 予 定 年 月 日	変 更 前	年 月 日	
		変 更 後	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	変 更 前	年 月 日	
		変 更 後	年 月 日	
	※受付欄			

- 注1 変更の内容の欄には、該当する項目について記入してください。
 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
 3 該当する□にレ印を記入してください。

様式第5号（第10条関係）

景観計画区域行為中止・完了届出書

年 月 日

（宛先）島本町長

届出者 住所

氏名

〔 法人等の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為を（中止・完了）したので、島本町景観条例第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	島本町		
景観計画区域の 区域区分	<input type="checkbox"/> 北摂山系区域	<input type="checkbox"/> 山並み配慮区域	<input type="checkbox"/> 淀川沿岸区域
	<input type="checkbox"/> 水無瀬川沿岸区域	<input type="checkbox"/> 西国街道区域	<input type="checkbox"/> 国道171号沿道区域
	<input type="checkbox"/> 一般市街地区域		
行為の届出年月日	年 月 日		
届出番号	第 号		
建築物又は工作物等 の用途又は種類	<input type="checkbox"/> 建築物（用途） <input type="checkbox"/> 工作物（種類） <input type="checkbox"/> 開発行為		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替） <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
行為の（中止・完了） 年 月 日	年 月 日		
中止の理由			
設計者	住所		※受付欄
	氏名		
	電話番号		

注1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 該当する□にレ印を記入してください。

【景観配慮チェックリスト】北摂山系区域

■建築物等（これに附属する工作物を含む）

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
建築物の外観	配置	○地形の変更は必要最小限とする。	・地形の変更は必要最小限としているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	
		○山並み等の自然景観の保全に配慮して適切に配置する。	・自然景観の保全に配慮して適切に配置しているか	<input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 配置していない	
	色彩	○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、山並み等の自然を活かすため、自然の色彩よりも目立つ色や配色は行わない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	・外壁や屋根等の基調となる色彩が自然の色彩よりも目立つ色や配色ではないか	<input type="checkbox"/> 目立つ色や配色ではない	<input type="checkbox"/> 目立つ色や配色である	
			・色彩基準を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない	<input type="checkbox"/> 基準を超えている	
			・サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない	<input type="checkbox"/> 基準を超えている	
	外壁	○原則、長大な壁面等は設置しない。	・長大な壁面等の設置はないか	<input type="checkbox"/> ない	<input type="checkbox"/> ある	
意匠	○周辺の自然景観になじまない、突出した意匠としない。	・突出した意匠ではないか	<input type="checkbox"/> 突出していない	<input type="checkbox"/> 突出している		
敷地内の緑化	○既存樹木はできる限り保全に努める。	・既存樹木の保全に努めているか	<input type="checkbox"/> 努めている	<input type="checkbox"/> 努めていない		
	○山並みの緑に配慮し、敷地内に緑を適切に配置する。	・山並みの緑に配慮し、敷地内に緑を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 配置していない		

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	○駐車場、駐輪場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、無機質な印象を和らげるためにデザインを工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、駐輪場等は敷地から見えにくい位置に配置しているか ↓ <ul style="list-style-type: none"> ・見える場合、デザインを工夫しているか 	<input type="checkbox"/> 配置している ↓ <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 配置していない <input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
	外壁に設置するもの	○建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等が敷地の外から見えるか ↓ <ul style="list-style-type: none"> ・見える場合、見苦しくならない工夫をしているか 	<input type="checkbox"/> 見える ↓ <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 見えない <input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
	屋上に設置するもの	○高架水槽及び屋上設備は、屋根の中におさめる、壁面の立ち上げ等により修景し、露出させない。	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽及び屋上設備が露出していないか 	<input type="checkbox"/> 露出していない	<input type="checkbox"/> 露出している	
		○屋上工作物及び塔屋等は、背景となる山並みや周辺のまちなみに調和したものとなるよう、建築物と一体化する等により、形状や色彩に配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上工作物及び塔屋等は、形状や色彩に配慮しているか 	<input type="checkbox"/> 配慮している	<input type="checkbox"/> 配慮していない	

■ 工作物

		基準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
工作物の外観	配置	○公共空間から目立たないようにできるだけ配慮するとともに、修景等の対策を講じる。	・公共空間から目立たないように配慮し、修景等の対策を講じているか	<input type="checkbox"/> 講じている <input type="checkbox"/> 講じていない	
	色彩	○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、山並み等の自然を活かすため、自然の色彩よりも目立つ色や配色は行わない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	・外壁や屋根等の基調となる色彩が自然の色彩よりも目立つ色や配色ではないか	<input type="checkbox"/> 目立つ色や配色ではない <input type="checkbox"/> 目立つ色や配色である	
			・色彩基準を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない <input type="checkbox"/> 基準を超えている	
			・サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない <input type="checkbox"/> 基準を超えている	
	外壁	○原則、長大な壁面等は設置しない。	・長大な壁面等の設置はないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	
意匠	○周辺の自然景観になじまない、突出した意匠としない。	・突出した意匠ではないか	<input type="checkbox"/> 突出していない <input type="checkbox"/> 突出している		

	基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
敷地内の 緑化	○既存樹木はできる 限り保全に努め る。	・既存樹木の保全に努めて いるか	<input type="checkbox"/> 努めている	<input type="checkbox"/> 努めていない	
	○山並みの緑に配慮 し、敷地内に緑を 適切に配置する。	・山並みの緑に配慮し、敷 地内に緑を適切に配置し ているか	<input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 配置していない	

■開発行為

	基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
開発行為 の基準	○開発区域内に良好 な地域環境を形成 している樹林地、 水辺空間、貴重な 植生が存する箇所 がある場合は、で きる限りそれらの 保全に努める。	・良好な地域環境を形成し ている樹林地、水辺空 間、貴重な植生が存する 箇所があるか ↓ ・ある場合は、できる限り それらの保全に努めてい るか	<input type="checkbox"/> ある ↓ <input type="checkbox"/> 努めている	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 努めていない	
	○地形の改変を最小 限に抑えるよう工 夫する。	・地形の改変を最小限に抑 えるよう工夫しているか	<input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 工夫していない	
	○やむを得ず法面や 擁壁が生じる場合 は、法面は緑化な どを施し、擁壁は 周辺景観と調和し た形態及び素材と する。	・法面や擁壁が生じている か ↓ ・生じる場合は、法面は緑 化などを施し、擁壁は周 辺景観と調和した形態及 び素材としているか	<input type="checkbox"/> 生じている ↓ <input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> 生じていない <input type="checkbox"/> していない	

【景観配慮チェックリスト】山並み配慮区域

■建築物等（これに附属する工作物を含む）

		基準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
建築物の外観	配置	○地形の変更は必要最小限とする。	・地形の変更は必要最小限としているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
		○山並みを背景とする眺望景観への配慮のため、建築物の存在感が軽減される配置に配慮する。	・建築物の存在感が軽減される配置に配慮しているか	<input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 配置していない	
色彩	○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ派手なものとし ない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	・外壁や屋根等の基調となる色彩が山並みと調和し、かつ派手なものではないか	<input type="checkbox"/> 調和し派手な色ではない <input type="checkbox"/> 調和せず派手な色である		
		・色彩基準を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない <input type="checkbox"/> 基準を超えている		
		・サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない <input type="checkbox"/> 基準を超えている		
外壁	○山並みを背景とする眺望景観に配慮し、長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。	・長大な壁面等は、単調にならないような工夫をしているか	<input type="checkbox"/> 工夫している <input type="checkbox"/> 工夫していない		
意匠	○山並み景観に配慮し、周辺の景観になじまない、突出した意匠としない。	・突出した意匠ではないか	<input type="checkbox"/> 突出していない <input type="checkbox"/> 突出している		

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
敷地内の 緑化		○山並みの緑との連続性に配慮し、敷地内に緑を適切に配置する。	・敷地内に緑を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 配置していない	
		○塀・さく等はまちなみへの調和に配慮し、無機質なものにならないよう工夫する。	・無機質なものにならないよう工夫しているか	<input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 工夫していない	
建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	○駐車場、駐輪場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、無機質な印象を和らげるためにデザインを工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、駐輪場等は敷地から見えにくい位置に配置しているか ↓ ・見える場合、デザインを工夫しているか 	<input type="checkbox"/> 見える ↓ <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 見えにくい <input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
	外壁に設置するもの	○建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等が敷地の外から見えるか ↓ ・見える場合、見苦しくならない工夫をしているか 	<input type="checkbox"/> 見える ↓ <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 見えない <input type="checkbox"/> 特に工夫していない	

	基準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
屋上に設置するもの	○高架水槽及び屋上設備は、屋根の中におさめる、壁面の立ち上げ等により修景し、露出させない。	・高架水槽及び屋上設備が露出していないか	<input type="checkbox"/> 露出していない <input type="checkbox"/> 露出している	
	○屋上工作物及び塔屋等は、背景となる山並みや周辺のまちなみに調和したものとなるよう、建築物と一体化する等により、形状や色彩に配慮する。	・屋上工作物及び塔屋等は、形状や色彩に配慮しているか	<input type="checkbox"/> 配慮している <input type="checkbox"/> 配慮していない	

■ 工作物

		基準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
工作物の外観	配置	○公共空間から目立たないようにできるだけ配慮するとともに、修景等の対策を講じる。	・公共空間から目立たないように配慮し、修景等の対策を講じているか	<input type="checkbox"/> 講じている <input type="checkbox"/> 講じていない	
	色彩	○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ派手なものとし ない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	・外壁や屋根等の基調となる色彩が山並みと調和し、かつ派手なものではないか	<input type="checkbox"/> 調和し派手な色ではない <input type="checkbox"/> 調和せず派手な色である	
			・色彩基準を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない <input type="checkbox"/> 基準を超えている	
			・サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない <input type="checkbox"/> 基準を超えている	
外壁	○山並みを背景とする眺望景観に配慮し、長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。	・長大な壁面等は、単調にならないような工夫をしているか	<input type="checkbox"/> 工夫している <input type="checkbox"/> 工夫していない		
意匠	○山並み景観に配慮し、周辺の景観になじまない、突出した意匠としない。	・突出した意匠ではないか	<input type="checkbox"/> 突出していない <input type="checkbox"/> 突出している		

	基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
敷地内の 緑化	○山並みの緑との連続性に配慮し、敷地内に緑を適切に配置する。	・敷地内に緑を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 配置していない	
	○塀・さく等はまちなみへの調和に配慮し、無機質なものにならないよう工夫する。	・無機質なものにならないよう工夫しているか	<input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 工夫していない	

■開発行為

	基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
開発行為 の基準	○開発区域内については、公共空間から目立つ箇所に樹木等による緑化修景を行う。	・公共空間から目立つ箇所については、樹木等による緑化修景に努めるか	<input type="checkbox"/> 努める	<input type="checkbox"/> 努めない	
	○法面や擁壁が生じる場合は、法面は緑化などを施し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。	・法面や擁壁が生じているか ・生じる場合↓は、法面は緑化などを施し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材としているか	<input type="checkbox"/> 生じている ↓ <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> 生じていない <input type="checkbox"/> していない	

【景観配慮チェックリスト】淀川沿岸区域

■建築物等（これに附属する工作物を含む）

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
建築物の外観	配置	○淀川に面する敷地は、淀川に面する敷際からゆとりを持たせて配置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地が淀川に面しているか <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面している場合、淀川に面する敷際からゆとりを持たせて配置しているか 	<input type="checkbox"/> 面している ↓ <input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 面していない <input type="checkbox"/> 配置していない	
	色彩	○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、派手なものとしなない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁や屋根等の基調となる色彩が派手なものではないか 	<input type="checkbox"/> 派手な色ではない	<input type="checkbox"/> 派手な色である	
			<ul style="list-style-type: none"> ・色彩基準を超えていないか 	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない	<input type="checkbox"/> 基準を超えている	
			<ul style="list-style-type: none"> ・サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか 	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない	<input type="checkbox"/> 基準を超えている	
外壁	○長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な壁面等は、単調にならないような工夫をしているか 	<input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 工夫していない		
意匠	○周辺の景観になじまない、突出した意匠としない。	<ul style="list-style-type: none"> ・突出した意匠ではないか 	<input type="checkbox"/> 突出していない	<input type="checkbox"/> 突出している		
敷地内の緑化	○淀川や農地に面する敷地は、淀川や農地に面する敷際に緑を適切に配置することで潤いのある空間の確保に配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地が淀川や農地に面しているか <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面する場合、淀川や農地に面する敷際に緑を適切に配置しているか 	<input type="checkbox"/> 面している ↓ <input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 面していない <input type="checkbox"/> 配置していない		

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	○駐車場、駐輪場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、無機質な印象を和らげるためにデザインを工夫する。	・駐車場、駐輪場等は敷地から見えにくい位置に配置しているか ↓ ・見える場合、デザインを工夫しているか	<input type="checkbox"/> 配置している ↓ <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 配置していない <input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
	外壁に設置するもの	○建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。	・建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等が敷地の外から見えるか ↓ ・見える場合、見苦しくならない工夫をしているか	<input type="checkbox"/> 見える ↓ <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 見えない <input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
	屋上に設置するもの	○高架水槽及び屋上設備は、屋根の中におさめる、壁面の立ち上げ等により修景し、露出させない。 ○屋上工作物及び塔屋等は、淀川からの見え方に配慮し、建築物と一体化する等により、形状や色彩に配慮する。	・高架水槽及び屋上設備が露出していないか ・屋上工作物及び塔屋等は、形状や色彩に配慮しているか	<input type="checkbox"/> 露出していない <input type="checkbox"/> 配慮している	<input type="checkbox"/> 露出している <input type="checkbox"/> 配慮していない	

■ 工作物

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
工作物の外観	配置	○公共空間から目立たないようにできるだけ配慮するとともに、修景等の対策を講じる。	・公共空間から目立たないように配慮し、修景等の対策を講じているか	<input type="checkbox"/> 講じている	<input type="checkbox"/> 講じていない	
	色彩	○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、派手なものとしなない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	・外壁や屋根等の基調となる色彩が派手なものではないか	<input type="checkbox"/> 派手な色ではない	<input type="checkbox"/> 派手な色である	
			・色彩基準を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない	<input type="checkbox"/> 基準を超えている	
			・サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない	<input type="checkbox"/> 基準を超えている	
外壁	○長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。	・長大な壁面等は、単調にならないような工夫をしているか	<input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 工夫していない		
意匠	○周辺の景観になじまない、突出した意匠としない。	・突出した意匠ではないか	<input type="checkbox"/> 突出していない	<input type="checkbox"/> 突出している		
敷地内の緑化	○淀川や農地に面する敷地は、淀川や農地に面する敷地に緑を適切に配置することで潤いのある空間の確保に配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地が淀川や農地に面しているか ↓ ・面する場合、淀川や農地に面する敷地に緑を適切に配置しているか 	<input type="checkbox"/> 面している ↓ <input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 面していない ↓ <input type="checkbox"/> 配置していない		

■開発行為

	基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
開発行為 の基準	○開発区域内については、公共空間から目立つ箇所に樹木等による緑化修景を行う。	・公共空間から目立つ箇所については、樹木等による緑化修景に努めるか	<input type="checkbox"/> 努める	<input type="checkbox"/> 努めない	

【景観配慮チェックリスト】水無瀬川沿岸区域

■建築物等（これに附属する工作物を含む）

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
建築物の外観	配置	○水無瀬川に面する敷地は、水無瀬川に面する敷際からゆとりを持たせて配置する。	・敷地が水無瀬川に面しているか ↓ ・面している場合、水無瀬川に面する敷際からゆとりを持たせて配置しているか	<input type="checkbox"/> 面している ↓ <input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 面していない <input type="checkbox"/> 配置していない	
	色彩	○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、派手なものとしなない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	・外壁や屋根等の基調となる色彩が派手なものではないか	<input type="checkbox"/> 派手な色ではない	<input type="checkbox"/> 派手な色である	
			・色彩基準を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない	<input type="checkbox"/> 基準を超えている	
			・サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない	<input type="checkbox"/> 基準を超えている	
外壁	○長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。	・長大な壁面等は、単調にならないような工夫をしているか	<input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 工夫していない		
意匠	○周辺の景観になじまない、突出した意匠としない。	・突出した意匠ではないか	<input type="checkbox"/> 突出していない	<input type="checkbox"/> 突出している		
敷地内の緑化	○水無瀬川に面する敷際は、水無瀬川に面する敷際に緑を適切に配置することで潤いのある空間の確保に配慮する。	・敷地が水無瀬川に面しているか ↓ ・面する場合、水無瀬川に面する敷際に緑を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/> 面している ↓ <input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 面していない <input type="checkbox"/> 配置していない		

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	○駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、無機質な印象を和らげるためにデザインを工夫する。	・ 駐車場、ごみ置き場等は敷地から見えにくい位置に配置しているか ↓ ・ 見える場合、デザインを工夫しているか	<input type="checkbox"/> 配置している ↓ <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 配置していない <input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
	外壁に設置するもの	○建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。	・ 建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等が敷地の外から見えるか ↓ ・ 見える場合、見苦しくならない工夫をしているか	<input type="checkbox"/> 見える ↓ <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 見えない <input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
	屋上に設置するもの	○高架水槽及び屋上設備、屋上工作物及び塔屋等は、周辺のまちなみから目立たないように配慮する。	・ 高架水槽及び屋上設備が周辺のまちなみから目立たないように配慮しているか	<input type="checkbox"/> 配慮している	<input type="checkbox"/> 配慮していない	

■ 工作物

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
工作物の 外観	配置	○公共空間から目立たないようにできるだけ配慮するとともに、修景等の対策を講じる。	・公共空間から目立たないように配慮し、修景等の対策を講じているか	<input type="checkbox"/> 講じている	<input type="checkbox"/> 講じていない	
	色彩	○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、派手なものとしなない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	・外壁や屋根等の基調となる色彩が派手なものではないか	<input type="checkbox"/> 派手な色ではない	<input type="checkbox"/> 派手な色である	
			・色彩基準を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない	<input type="checkbox"/> 基準を超えている	
			・サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない	<input type="checkbox"/> 基準を超えている	
	外壁	○長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。	・長大な壁面等は、単調にならないような工夫をしているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない	
意匠	○周辺の景観になじまない、突出した意匠としない。	・突出した意匠ではないか	<input type="checkbox"/> 突出していない	<input type="checkbox"/> 突出している		
敷地内の 緑化	○水無瀬川に面する敷際は、水無瀬川に面する敷際に緑を適切に配置することで潤いのある空間の確保に配慮する。	・敷地が淀川や農地に面しているか ↓ ・面する場合、淀川や農地に面する敷際に緑を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/> 面している ↓ <input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 面していない ↓ <input type="checkbox"/> 配置していない		

■開発行為

	基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
開発行為 の基準	○開発区域内については、公共空間から目立つ箇所に樹木等による緑化修景を行う。	・公共空間から目立つ箇所については、樹木等による緑化修景に努めるか	<input type="checkbox"/> 努める	<input type="checkbox"/> 努めない	

【景観配慮チェックリスト】西国街道区域

■建築物等（これに附属する工作物を含む）

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
建築物の外観	配置	○周辺のまちなみとの連続性に配慮して配置する。	・周辺のまちなみとの連続性に配慮した配置としているか	<input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 配置していない	
	色彩	○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、周辺の落ち着いたまちなみとの調和に配慮し、派手なものとし ない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	・外壁や屋根等の基調となる色彩が派手なものではないか	<input type="checkbox"/> 派手な色ではない	<input type="checkbox"/> 派手な色である	
			・色彩基準を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない	<input type="checkbox"/> 基準を超えている	
			・サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない	<input type="checkbox"/> 基準を超えている	
外壁	○長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。	・長大な壁面等は、単調にならないような工夫をしているか	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない		
意匠	○歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、周辺の景観になじまない、突出した意匠としない。	・突出した意匠ではないか	<input type="checkbox"/> 突出していない	<input type="checkbox"/> 突出している		
敷地内の緑化	○周辺のまちなみとの連続性に配慮の上、敷地内に緑を適切に配置する。	・敷地内に緑を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 配置していない		
	○塀・さく・門はまちなみへの調和に配慮し、無機質なものにならないよう工夫する。	・無機質なものにならないよう工夫しているか	<input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 工夫していない		

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	○駐車場、駐輪場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、無機質な印象を和らげるためにデザインを工夫する。	・ 駐車場、駐輪場等は敷地から見えにくい位置に配置しているか ↓ ・ 見える場合、デザインを工夫しているか	<input type="checkbox"/> 見える ↓ <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 見えにくい <input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
	外壁に設置するもの	○建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等は、街道から見えにくい場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。	・ 建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等が街道から見えるか ↓ ・ 見える場合、見苦しくならない工夫をしているか	<input type="checkbox"/> 見える ↓ <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 見えない <input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
	屋上に設置するもの	○高架水槽及び屋上設備、屋上工作物及び塔屋等は、周辺のまちなみから目立たないように配慮する。	・ 高架水槽及び屋上設備が周辺のまちなみから目立たないように配慮しているか	<input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 配置していない	

■ 工作物

		基準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
工作物の 外観	配置	○公共空間から目立たないようにできるだけ配慮するとともに、修景等の対策を講じる。	・公共空間から目立たないように配慮し、修景等の対策を講じているか	<input type="checkbox"/> 講じている <input type="checkbox"/> 講じていない	
	色彩	○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、周辺の落ち着いたまちなみとの調和に配慮し、派手なものではない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	・外壁や屋根等の基調となる色彩が、周辺の落ち着いたまちなみとの調和に配慮し、派手なものではないか	<input type="checkbox"/> 配慮し派手な色ではない <input type="checkbox"/> 配慮していない	
			・色彩基準を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない <input type="checkbox"/> 基準を超えている	
			・サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない <input type="checkbox"/> 基準を超えている	
外壁	○長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。	・長大な壁面等は、単調にならないような工夫をしているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない		
意匠	○歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、周辺の景観になじまない、突出した意匠としない。	・歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、突出した意匠ではないか	<input type="checkbox"/> 突出していない <input type="checkbox"/> 突出している		
敷地内の 緑化	○周辺のまちなみとの連続性に配慮の上、敷地内に緑を適切に配置する。	・敷地内に緑を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 配置していない		
	○塀・さく・門はまちなみへの調和に配慮し、無機質なものにならないよう工夫する。	・無機質なものにならないよう工夫しているか	<input type="checkbox"/> 工夫している <input type="checkbox"/> 工夫していない		

■開発行為

	基準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
開発行為 の基準	○開発区域内の道路沿道については、歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、周辺の景観になじむよう修景を行う。	・歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、周辺の景観になじむよう修景を行っているか	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	

【景観配慮チェックリスト】国道171号沿道区域

■建築物等（これに附属する工作物を含む）

		基準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
建築物の外観	色彩	○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、派手なものとしな い。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	・外壁や屋根等の基調となる色彩が派手なものではないか	<input type="checkbox"/> 派手な色ではない <input type="checkbox"/> 派手な色である	
			・色彩基準を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない <input type="checkbox"/> 基準を超えている	
			・サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない <input type="checkbox"/> 基準を超えている	
	外壁	○長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。	・長大な壁面等は、単調にならないような工夫をしているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	
	意匠	○周辺の景観になじまない、突出した意匠としない。 ○工業・業務系用途については、まとまりのある意匠を施すとともに、単調な外観を避け、まちなみに表情を与えるデザインに配慮する	・突出した意匠ではないか	<input type="checkbox"/> 突出していない <input type="checkbox"/> 突出している	
			・工業・業務系用途については、まとまりのある意匠を施すとともに、まちなみに表情を与えるデザインに配慮しているか	<input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 配置していない	
	敷地内の緑化	○道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。	・敷地内に緑を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 配置していない	

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	○駐車場、駐輪場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、無機質な印象を和らげるためにデザインを工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場、駐輪場等は敷地から見えにくい位置に配置しているか ↓ <ul style="list-style-type: none"> ・ 見える場合、デザインを工夫しているか 	<input type="checkbox"/> 見える ↓ <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 見えにくい <input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
	外壁に設置するもの	○建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等が敷地の外から見えるか ↓ <ul style="list-style-type: none"> ・ 見える場合、見苦しくならない工夫をしているか 	<input type="checkbox"/> 見える ↓ <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 見えない <input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
	屋上に設置するもの	○高架水槽及び屋上設備、屋上工作物及び塔屋等は、周辺のまちなみから目立たないように配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高架水槽及び屋上設備が周辺のまちなみから目立たないように配慮しているか 	<input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 配置していない	

■ 工作物

		基準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
工作物の 外観	色彩	○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、派手なものとしな い。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	・外壁や屋根等の基調となる色彩が派手なものではないか	<input type="checkbox"/> 派手な色ではない <input type="checkbox"/> 派手な色である	
			・色彩基準を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない <input type="checkbox"/> 基準を超えている	
			・サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない <input type="checkbox"/> 基準を超えている	
	外壁	○長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。	・長大な壁面等は、単調にならないような工夫をしているか	<input type="checkbox"/> 工夫している <input type="checkbox"/> 工夫していない	
	意匠	○周辺の景観になじまない、突出した意匠としない。	・突出した意匠ではないか	<input type="checkbox"/> 突出していない <input type="checkbox"/> 突出している	
敷地内の緑化		○道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。	・道路に面する敷際に緑を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 配置していない	

■ 開発行為

		基準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
開発行為の基準		○開発区域内については、公共空間から目立つ箇所に樹木等による緑化修景を行う。	・公共空間から目立つ箇所については、樹木等による緑化修景に努めるか	<input type="checkbox"/> 努める <input type="checkbox"/> 努めない	

【景観配慮チェックリスト】一般市街地区域

■建築物等（これに附属する工作物を含む）

		基準	チェック項目	適合の確認	配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
建築物の外観	色彩	○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、派手なものとしな い。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	・外壁や屋根等の基調となる色彩が派手なものではないか ・色彩基準を超えていないか ・サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか	<input type="checkbox"/> 派手な色ではない <input type="checkbox"/> 派手な色である <input type="checkbox"/> 基準を超えていない <input type="checkbox"/> 基準を超えている <input type="checkbox"/> 基準を超えていない <input type="checkbox"/> 基準を超えている	
	外壁	○長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。	・長大な壁面等は、単調にならないような工夫をしているか	<input type="checkbox"/> 工夫している <input type="checkbox"/> 工夫していない	
	意匠	○周辺の景観になじまない、突出した意匠としない。	・突出した意匠ではないか	<input type="checkbox"/> 突出していない <input type="checkbox"/> 突出している	
		○工業・業務系用途については、まとまりのある意匠を施すとともに、単調な外観を避け、まちなみに表情を与えるデザインに配慮する。	・工業・業務系用途については、まとまりのある意匠を施すとともに、まちなみに表情を与えるデザインに配慮しているか	<input type="checkbox"/> 配慮している <input type="checkbox"/> 配慮していない	
○商業系用途については、まちなみへの連続性やスケール感に応じたにぎわい形成に寄与する意匠とする。		・商業系用途については、にぎわい形成に寄与する意匠としているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない		
	○住居系用途については、落ち着きを感じられる意匠とする。	・住居系用途については、落ち着きを感じられる意匠としているか	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない		

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
敷地内の 緑化		○道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。	・道路に面する敷際に緑を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 配置していない	
		○農地に面する敷地は、農地に面する敷際に緑を適切に配置する。	・敷地が農地に面しているか ↓ ・面する場合、農地に面する敷際に緑を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/> 面している ↓ <input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 面していない <input type="checkbox"/> 配置していない	
建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	○駐車場、駐輪場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、無機質な印象を和らげるためにデザインを工夫する。	・駐車場、駐輪場等は敷地から見えにくい位置に配置しているか ↓ ・見える場合、デザインを工夫しているか	<input type="checkbox"/> 見える ↓ <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 見えにくい <input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
	外壁に設置するもの	○建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。	・建築設備（エアコンの室外機、ダクト類等）、屋外階段等が敷地の外から見えるか ↓ ・見える場合、見苦しくならない工夫をしているか	<input type="checkbox"/> 見える ↓ <input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 見えない <input type="checkbox"/> 特に工夫していない	
	屋上に設置するもの	○高架水槽及び屋上設備、屋上工作物及び塔屋等は、周辺のまちなみから目立たないように配慮する。	・高架水槽及び屋上設備が周辺のまちなみから目立たないように配慮しているか	<input type="checkbox"/> 配慮している	<input type="checkbox"/> 配慮していない	

■ 工作物

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
工作物の 外観	色彩	○外壁及び屋根等の基調となる色彩は、派手なものとし ない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。	・外壁や屋根等の基調となる色彩が派手なものではないか	<input type="checkbox"/> 派手な色ではない	<input type="checkbox"/> 派手な色である	
			・色彩基準を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない	<input type="checkbox"/> 基準を超えている	
			・サブカラー、アクセントカラーの基準面積を超えていないか	<input type="checkbox"/> 基準を超えていない	<input type="checkbox"/> 基準を超えている	
	外壁	○長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。	・長大な壁面等は、単調にならないような工夫をしているか	<input type="checkbox"/> 工夫している	<input type="checkbox"/> 工夫していない	
	意匠	○周辺の景観になじまない、突出した意匠としない。	・突出した意匠ではないか	<input type="checkbox"/> 突出していない	<input type="checkbox"/> 突出している	
敷地内の 緑化		○道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。	・道路に面する敷地に緑を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 配置していない	
		○農地に面する敷地は、農地に面する敷地に緑を適切に配置する。	・敷地が農地に面しているか ↓ ・面する場合、農地に面する敷地に緑を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/> 面している ↓ <input type="checkbox"/> 配置している	<input type="checkbox"/> 面していない <input type="checkbox"/> 配置していない	

■ 開発行為

		基準	チェック項目	適合の確認		配慮・工夫した点について 届出者・設計者の意見
開発行為の 基準		○開発区域内については、公共空間から目立つ箇所に樹木等による緑化修景を行う。	・公共空間から目立つ箇所については、樹木等による緑化修景に努めるか	<input type="checkbox"/> 努める	<input type="checkbox"/> 努めない	

島本町景観計画届出のてびき

令和5年10月作成

編集・発行 島本町都市創造部都市計画課

住所 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

TEL : 075-962-0360

FAX : 075-961-6298